

小金井市 第4次男女共同参画行動計画

概要版

ひと

暮らし

安心

仕組み

平成 25 年3月
小金井市

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

小金井市では、平成11年（1999年）の「男女共同参画社会基本法」の制定以前から、男女共同参画社会の実現に向けた動きが生まれており、平成8年（1996年）の「男女平等都市宣言」や平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」の制定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。

しかし、少子高齢化や人口減少社会の進行、人々の生活スタイルや価値観の多様化、社会経済情勢のグローバル化などを背景に、依然として残る性別役割分担意識の改善や男女間のさまざまな暴力の防止をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働してまちづくりに取り組まなければならない課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第4次男女共同参画行動計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ・性格

- ◆本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく、「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」であり、「第4次小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）」における施策の大綱の一つ「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ◆本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。なお、具体的かつ個別の事業の目標については、各分野の計画の中で示すものとして作成しています。
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」であるとともに、基本目標Ⅲの1～3は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とし、平成22年（2010年）に策定した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を引き継ぐものです。

3 計画の期間

本計画は平成 25 年度から平成 28 年度までの4年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
第3次行動計画		第4次男女共同参画行動計画							
配偶者暴力対策基本計画									
第4次小金井市基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
【国】第3次男女共同参画基本計画									
【都】男女平等参画のための東京都行動計画									

男女平等社会と男女共同参画

男女平等社会とは、すべての市民が個人として対等に尊重され、自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、男女が均等に利益を享受し、かつ、責任を分かち合う社会です。（小金井市男女平等基本条例第2条）

豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現のためには、男女が対等な立場で問題解決に向けて協力し合う「男女共同参画」が必要であり、市、市民、事業所などがそれぞれの責務を果たしながら、男女共同参画を推進することが求められています。

男女共同参画社会 基本法 第2条



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

男女共同参画社会の実現のためには、特に以下の二つがあらためて求められています。

一つ目は「人権尊重」です。DVのない社会の実現、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々が人として尊重され、共生し合う社会の実現が、男女共同参画社会の実現の基本となるからです。

二つ目は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」です。今後持続可能な社会を築いていくためには、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、女性が就業することにより、仕事や家事・育児・介護の二重負担を強いられることがないようにするほか、だれもが健康かつ自らの希望するバランスで社会生活を営み、地域活動等にも参画するなど、互いの能力が発揮できる環境をつくる必要があるからです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みを発展させ、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえて、本計画の基本理念を「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

◆基本目標Ⅰ

互いに認めあい、
男女平等意識を備えた
ひとを育む

◆基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの
実現した
暮らしをめざす

◆基本目標Ⅲ

人権を侵害する
暴力を許さない社会づくりで
安心を守る

◆基本目標Ⅳ

男女共同参画を
総合的に推進する
仕組みをつくる

◆基本目標Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画への学びを支援します。

◆基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域活動等にバランスよく参画するなど、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

◆基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

(Ⅲの1～3は小金井市配偶者暴力対策基本計画)

DVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカ―やセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

◆基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

基本目標 I

互いに認めあい、

男女平等意識を備えたひとを育む

男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが学校、家庭、地域などのあらゆる場面で人権・男女平等の視点を持つことができるよう、性別や年齢等の状況に応じた効果的な広報・啓発活動を進めます。また、生涯にわたって男女平等の意識が育まれ、男女共同参画の推進主体となれるよう、学校教育や社会教育等の場における学習機会を提供し、男女平等意識の浸透を図ります。

1

互いに認めあい、
男女平等意識を備えたひとを育む

1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

※黒丸は核となる施策

(1) 人権・男女平等の意識改革の推進
①人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進
②人権・男女平等に関する講演会等の開催

(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重
①人権尊重に向けた啓発・相談支援等の推進
②多文化共生のまちづくり

(1) 教育の場における男女平等教育の推進
①幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

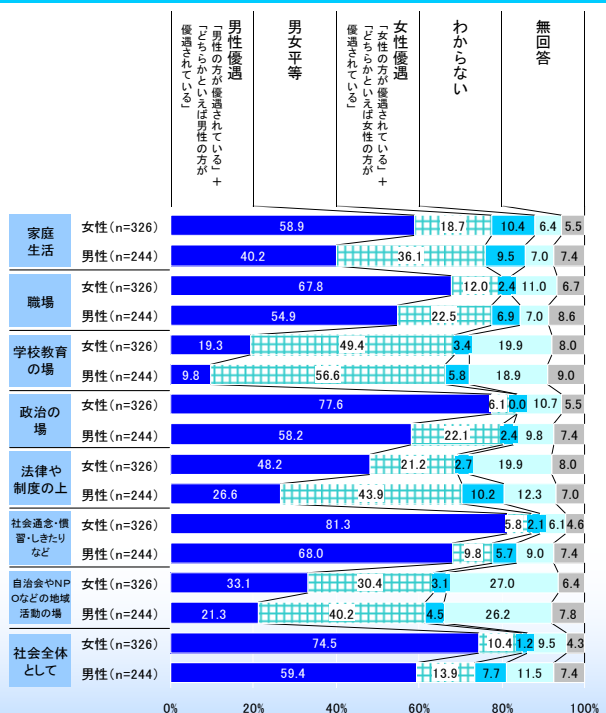
(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進
①家庭における教育・学習の推進
②地域・社会における教育・学習の推進

男女平等意識について

各分野の男女平等意識について、すべての分野において、『男性優遇』と感じている割合が男性よりも女性で高くなっています。

“学校教育の場”では男女ともに「平等」と感じている割合が高くなっているものの、“政治の場”や“社会通念・慣習・しきたりなど”“社会全体として”で女性の『男性優遇』感が強く、7割を超えています。性別によって男女の平等意識に違いが見られています。

〔男女平等に関する市民意識調査（平成24年）〕



基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの 実現した暮らしをめざす

性別に関わらず、だれもが個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事や家庭生活、地域活動を含む社会生活を営むため、男女が家事・育児・介護等を対等に分かちあう関係づくりと、個人の意欲や生活の優先度に応じたワーク・ライフ・バランスを図れる環境づくり、双方の推進を図ります。

2

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

1 男女がともに能力を
発揮できる就業環境づくり

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくり
①誰もが働きやすい職場づくりの促進
(2) 働く場における男女平等の推進
①雇用の場における男女共同参画
(3) 女性の就労に関する支援
●女性の職業能力・意識の向上
②農業・自営業等における男女共同参画の推進

2 家庭生活との両立支援

- (1) 育児や介護等への支援体制の整備
●地域での子育て支援体制の充実
②高齢者・障がい者等への社会的支援の充実
(2) 各家庭の状況等に応じた支援
①支援が必要な家庭への各種サポート

3 男女がともに参画する
地域づくりや市民活動の促進

- (1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進
●地域活動団体等の活動促進
②女性リーダーの育成促進

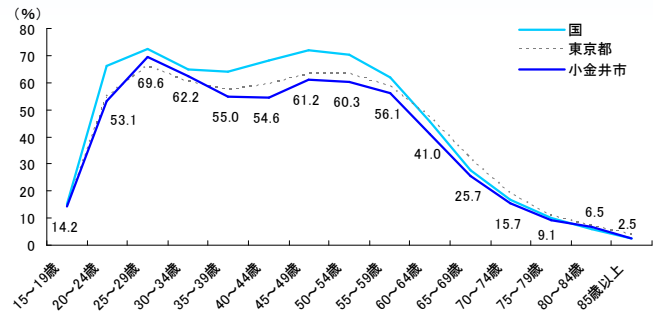
4 生涯を通じた男女の心身の
健康支援

- (1) 女性のライフステージに応じた健康づくり
①母子保健事業等の推進
(2) 性差や年代に応じた健康づくり
①健康づくりの推進
②健康と性に関する学習・啓発の充実
(3) 自立した生活への支援
●各種相談支援の実施

※黒丸は核となる施策

■女性の労働力率について（国・都・市比較）

女性の労働力率については、出産や子育て等で仕事を中断する、いわゆるM字カーブを描いています。国や都と比較すると、30歳代後半から40歳代前半の谷は深く、40歳代後半から50歳代前半の2つ目の山が低くなっています。近年の経済情勢の低迷も考慮

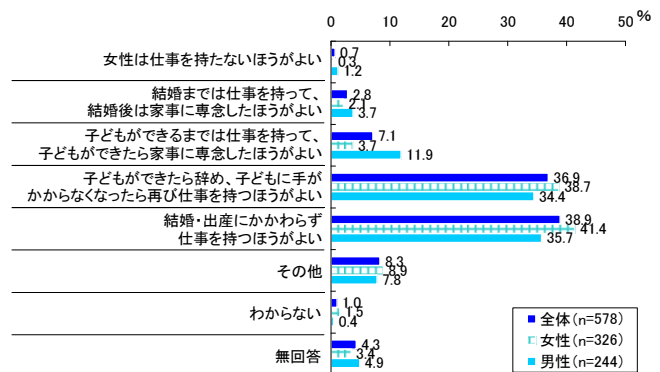


した上で、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められていることがうかがえます。

〔総務省統計局データ（平成22年国勢調査）より引用（数値は小金井市のみ）〕

■女性が仕事を持つことに対する考えについて

女性が仕事を持つことに対する考えについては、結婚・出産にかかわらず仕事を持つ「職業継続型」を支持する意見が、子どもに手がからなくなったら再び仕事を持つ「中断再就職型」の意見を上回っています。ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、行政や事業所がそれぞれの立場で仕事と家庭生活の両立を支え、多様なライフスタイルを可能にするための取組が必要です。



〔男女平等に関する市民意識調査（平成24年）〕

男女共同参画キーワード

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（ワーク・ライフ・バランス憲章）です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

○多文化共生

国籍や民族、環境や価値観などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。

基本目標Ⅲ

人権を侵害する暴力を

許さない社会づくりで安心を守る

だれもが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画の実現を阻むあらゆる暴力について、被害者に対する個別の支援はもちろん、安心して相談できる体制づくりや関係機関との連携強化を図ります。また、そうした暴力は重大な人権侵害であるという認識を高め、社会全体で取り組むべき課題として、人々の意識の深いところにある偏見や先入観を変革させていく、という地道な働きかけに努めます。

3

人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

※黒丸は核となる施策

1 暴力の未然防止の意識づくり

(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

- ① 広報及び啓発活動の推進
- ② 早期発見のための連携体制強化

(2) 若い世代への啓発・教育の推進

- ① 若年層に対する予防啓発

2 被害者支援の推進

(1) 安全確保と自立支援の実施

- ① 緊急一時的な保護・支援の実施
- ② 自立支援体制の確立

3 相談・連携体制の整備・充実

(1) 相談体制の整備・強化

- ① 相談機能の強化
- (2) 連携体制の充実
- ① 庁内関係部署との連携
- ② 地域連携の推進

小金井市配偶者暴力対策基本計画

4 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

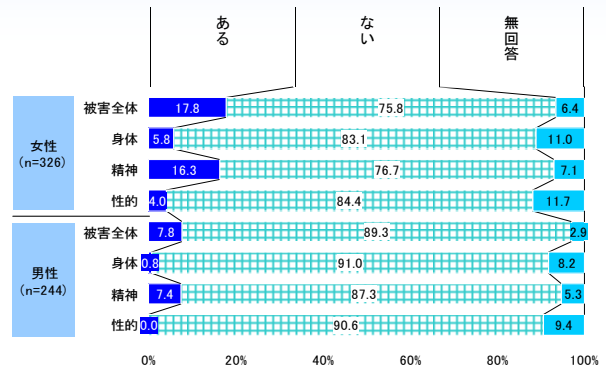
- ① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実



■DV被害の状況について

配偶者等からの暴力について、「何を言っても無視する」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力を受けた経験のある女性が1割半ば程度見られています。

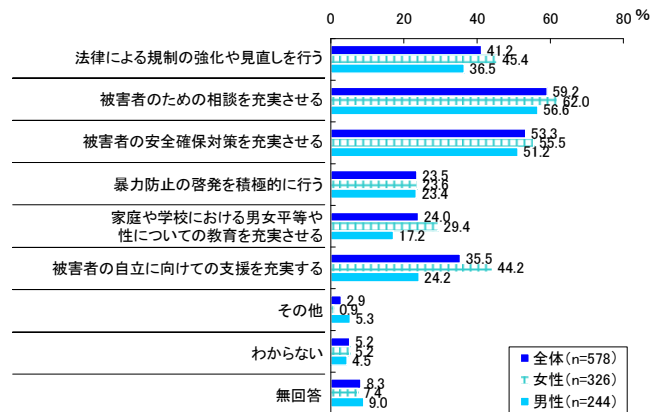
若年層をはじめ、DVに対する認識を高め、暴力の早期発見・未然防止を図ることが大切です。〔男女平等に関する市民意識調査（平成24年）〕



■配偶者等からの暴力防止・被害者支援のために必要だと思う対策について

配偶者等からの暴力防止・被害者支援のために必要だと思う対策については、男女とも「被害者のための相談を充実させる」が最も高く、次いで「被害者の安全確保対策を充実させる」となっています。

庁内外のさまざまな機関との連携を図りながら、適切かつきめ細やかな相談・支援が求められています。



〔男女平等に関する市民意識調査（平成24年）〕

小金井市の取組

○DV相談緊急連絡先広報カード作成・配布開始（平成16年〔2004年〕）

ドメスティック・バイオレンス（DV）の早期発見を目的として、DVについての認識や相談先の周知を図るため、DV相談緊急連絡先広報カードを作成し、庁舎及び市施設の子供トイレ等に設置するなどにより、配布しています。

パートナーからの暴力(DV)に悩んでいませんか



お気軽にご相談ください。

小金井市企画財政部企画政策課男女共同参画室

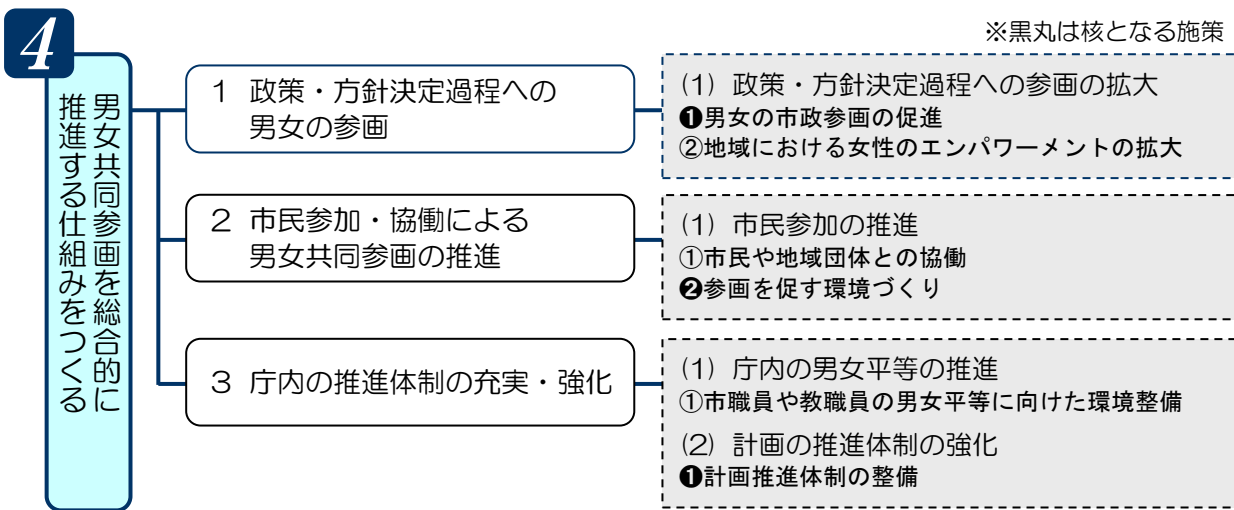
○苦情処理窓口及び苦情処理委員の設置（平成16年〔2004年〕）

小金井市男女平等基本条例第4章に基づき、苦情処理窓口及び男女平等苦情処理委員（男女各1名）を設置し、人権侵害などの苦情を適正かつ迅速に処理するための体制を整備しました。安心して相談や苦情申し立てができるよう、さらなる運用に努めます。

基本目標Ⅳ

男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

男女平等の視点を生活のさまざまな場面に浸透させ、男女共同参画を総合的に推進していくため、社会におけるあらゆる意思決定の場にだれもが参画し、性別にとらわれない多様な考え方や発想を反映するとともに、市民や事業所、関係団体、行政職員の一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、男女共同参画の普及・推進に結びつく仕組みづくりを進め、一体的な男女共同参画社会の実現を目指します。



■小金井市の男女共同参画の推進状況について

小金井市の男女共同参画の推進状況については、市議会議員定数に占める女性議員の割合が37.5%と高いほか、市職員のうち管理職者に占める女性の割合が15.2%と近隣自治体の中では比較的高くなっています。

市が男女共同参画の必要性を認識し、施

策の担い手である市職員一人ひとりが男女共同参画を実践するなど、庁内外の連携を図り、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進する仕組みをつくる必要があります。

【市議会議員に占める女性議員の割合】

	議員定数	女性議員数	女性の占める割合
市議会議員	24人	9人	37.5%

【審議会等に占める女性委員の割合】

	委員総数	女性委員数	女性の占める割合
行政委員会	34人	6人	17.6%
附属機関	505人	161人	31.9%
市長の私的諮問機関	125人	46人	36.8%
計	664人	213人	32.1%

【庁内管理職者に占める女性職員の割合】

	管理職者総数	女性管理職者数	女性の占める割合
庁内管理職者	79人	12人	15.2%

〔小金井市実績（いずれも平成24年4月1日現在）〕

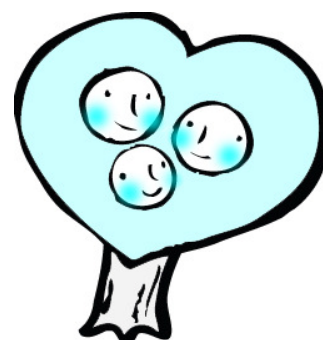
男女平等都市宣言

平成8年12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかけがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。



小金井市 第4次男女共同参画行動計画 概要版

発行：平成25年（2013年）3月
編集：小金井市 企画財政部企画政策課男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町6丁目6番3号
電話 042(387)9853
FAX 042(387)1224
ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>